

新潟県なぎなた連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の遵守状況について

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	〔原則1〕 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(1) 法人格を有する団体は、団体 に適用される法令を遵守してい るか。	—	該当なし
2	〔原則1〕 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(2) 法人格を有しない団体は、団 体としての実体を備え、団体の 規約等を遵守しているか。	A	新潟県なぎなた連盟規約に基づき運営されている。 しかし団体数が増えたため、今後は組織内の役割分担、権利義務関係及び財産管理の明確化を改善する必要がある。
3	〔原則1〕 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(3) 事業運営に当たって適用され る法令等を遵守しているか。	A	北信越中学生大会や北信越ブロック大会開催の際には行政並びに当該施設の規約を把握し、遵守している。
4	〔原則1〕 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきであ る。	(4) 適切な団体運営及び事業運営 を確保するための役員等の体制 を整備しているか。	A	当連盟規約により理事会を構成し事業運営を実施。 当連盟の事業規模及び機関決定を迅速に進めるうえで、現在の理事会の規模は適正と考えている。
5	〔原則2〕 組織運営に関する目指すべき基 本方針を策定し公表すべきであ る。	(1) 組織運営に関する目指すべき 基本方針を策定し公表している か。	B	全日本なぎなた連盟の理念、指導方針、事業計画に基づき運営している。当連盟内においては総会で公表している。 しかし当連盟独自の基本方針は整備中である。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
6	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役職員に対し コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	SNSを通じてコンプライアンス研修を促している。 令和6年度は当連盟主催の指導者を対象としたコンプライアンス研修を実施した。
7	〔原則3〕 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	SNSを通じてコンプライアンス研修を促している。 令和6年度は当連盟主催の指導者を対象としたコンプライアンス研修を実施した。
8	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A	年度会計の正しい情報を組織内で共有し、評価を行っている。 財務に関する過去の実績、現在の状況、将来の見通しを立て健全性を確保している。
9	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	事業への交付金等受給はガイドラインを遵守し適正に運用している。
10	〔原則4〕 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	会計に関する正しい情報を共有し、公開している。 会計監査が行われ、理事会、総会で適切に説明している。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
11	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	B	希望に応じて開示している。資料は事務局に備え置き、今後はホームページにて自己説明を開示する。
12	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B	希望に応じて開示している。資料は事務局に備え置き、今後はホームページにて自己説明を開示する。
13	〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の規定があるか。 （ある場合は下記に記述） 原則■について 全日本なぎなた連盟 ガバナンスコード	A	全日本なぎなた連盟が設ける通報制度や懲罰制度に倣う。 場合によっては指導を受け対応する。
14	〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の規定があるか。 （ある場合は下記に記述） 原則■について	—	該当なし

○公表の際は、このExcelファイルをPDF等に変換し、自身のウェブサイト等で公表してください

＊「対応状況」欄には、下記 A B C のいずれかを記載ください。

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない